

第 24 回大阪地方労働審議会港湾労働部会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 大阪労働局第 2 庁舎 18 階 大会議室
- 3 出席者 公 益 委 員 : 石黒委員・今西委員・
筒井委員
労 働 者 委 員 : 足立委員・佐竹委員・畠山委員・
樋口委員・三宅委員
使 用 者 委 員 : 川田委員・栗田委員・白濱委員・
高橋委員・山口委員
専 門 委 員 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
奥田課長（代理出席）
大阪港湾局計画整備部
池田部長（代理出席）
事 務 局 : 大阪労働局職業安定部職業対策課
宮田課長・大島課長補佐・後谷係長・
齋藤班長・中島係員
大阪港労働公共職業安定所
五代儀所長・林課長・長澤係長
オブザーバー : （一財）港湾労働安定協会大阪支部
廣木支部長
随 行 者 : 近畿運輸局海事振興部貨物・港運課
有原課長補佐
大阪港湾局計画整備部振興課
青山係長・山口係員
- 4 議 題 (1) 大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について
(2) 港湾労働者派遣制度の活用状況等について
(3) その他

5 議 事 以下のとおり

(大島補佐)

定刻より少し早いですが、皆様お揃いでございますので、第24回大阪地方労働審議会港湾労働部会を始めさせていただきます。本日、司会を務めます、大阪労働局職業安定部職業対策課の大島でございます。どうぞよろしくお願い致します。

開会に先立ちまして、当課、課長の宮田より事務局を代表して、開会の御挨拶をさせていただきます。

(宮田課長)

大阪労働局職業安定部職業対策課長の宮田でございます。

第24回大阪地方労働審議会港湾労働部会の開催にあたり、事務局を代表して一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、何かと御多忙のところ、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大阪労働局の業務運営、とりわけ港湾労働行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の経済情勢ですが、令和7年1月の内閣府の月例経済報告におきまして、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とされております。

一方、雇用失業情勢でございますが、直近の大阪における完全失業率は、令和6年7月から9月の平均値となりますが、3.2%と前年同期と比べると0.2ポイント低下しております。また、大阪における令和6年12月の有効求人倍率につきましては、1.24倍と前年同月より0.01ポイント低下となっており、「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」と分析しております。

私ども大阪労働局としましては、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響というものを注視しながら、港湾雇用安定等計画に基づき、港湾労働者の雇用秩序の確立と維持に向けた取組を実施してまいります。

本日の議事内容でございますが、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について」、「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」となっております。港湾雇用安定等計画については、今年度より令和10年度までの5年間を計画期間として策定された新たな計画が適用されたところでございます。後ほど担当から説明いたしますが、新たな計画では労働者不足への対策として若年者への

港湾運送業界の理解・入職促進に向けた取組が新たに記載されております。

「港湾労働者派遣制度の活用状況等について」は、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部支部長の廣木様から御説明いただきます。

最後になりましたが、本日の部会が実りある時間になりますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(大島補佐)

本日、お手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

上から順番に本日の次第、配席図、出席者名簿、本部会の委員名簿、地方労働審議会令、大阪地方労働審議会運営規程、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程となっております。次に説明資料として大阪労働局説明資料(1)と(2)、一般財団法人港湾労働安定協会説明資料となっております。次に参考資料といたしまして、港湾労働法遵守強化旬間に係る資料としてプレスリリースと写真集、港湾運送業若年者理解・入職促進事業に係る資料4枚と業務年報を配布しております。

不足がございましたらお持ちいたしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員から順に御紹介させていただきます。

地方労働審議会の委員及び部会長でもあります、石黒委員でございます。

(石黒委員)

石黒です。どうぞよろしく願いいたします。

(大島補佐)

今西委員でございます。

(今西委員)

今西でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(大島補佐)

筒井委員でございます。

(筒井委員)

筒井です。よろしく申し上げます。

(大島補佐)

続きまして、労働者代表委員を御紹介させていただきます。
三宅委員でございます。

(三宅委員)

三宅でございます。よろしくお願いたします。

(大島補佐)

畠山委員でございます。

(畠山委員)

畠山です。どうぞよろしく申し上げます。

(大島補佐)

樋口委員でございます。

(樋口委員)

樋口です。本日はよろしく申し上げます。

(大島補佐)

佐竹委員でございます。

(佐竹委員)

佐竹と申します。よろしくお願いたします

(大島補佐)

足立委員でございます。

(足立委員)

足立です。よろしく申し上げます。

(大島補佐)

続きまして、使用者代表委員を御紹介させていただきます。
栗田委員でございます。

(栗田委員)

栗田です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

川田委員でございます。

(川田委員)

川田です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

白濱委員でございます。

(白濱委員)

白濱です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

山口委員でございます。

(山口委員)

山口です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

続きまして、専門委員を御紹介させていただきます。

今回から新たに委員に御就任いただきました、池田委員の代理として、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長の奥田様に御出席いただいております。

(奥田課長)

奥田です。よろしくお願いいたします。

(大島補佐)

続きまして、丸山委員の代理として、大阪港湾局計画整備部長の池田様に御出席いただいております。

(池田部長)

池田です。よろしく願いいたします。

(大島補佐)

なお、公益委員の坂西委員及び高橋委員におかれましては、本日欠席となっております。

また本日は一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部支部長の廣木様にオブザーバーとして御出席いただいております。

(廣木支部長)

廣木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(大島補佐)

随行者及び事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿にて御確認いただくことで、紹介に代えさせていただきたいと思っております。

続きまして、定足数につきまして御報告させていただきます。

本日の委員の出席状況につきましては、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計13名の委員の御出席をいただいておりますので、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程及び地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、大阪地方労働審議会港湾労働部会運営規程第5条により、本日の会議は議事録の開示を含めまして、原則全て公開となっており、大阪労働局のホームページに掲載することとしておりますので、併せて御報告申し上げます。

また、御発言につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきますことをあらかじめ御了承いただけますようお願いいたします。

ご発言の際は挙手いただき、事務局がお持ちいたしますマイクをご使用いただけますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは議事に進んでまいります。議事運営につきましては、運営規程第4条に基づき、部会長である石黒委員をお願いいたします。

(石黒委員)

どうもありがとうございます。石黒でございます。

本日は大阪港における港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進という観点から、皆様より忌憚のない御意見を賜りたいと思います。円滑な議事進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。本日の議題は大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について、港湾労働者派遣制度の活用状況等についてとなっております。

まず、大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について事務局から説明していただきます。御質問・御意見等につきましては、後ほど時間を設けておりますので、その際によろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(後谷係長)

大阪労働局職業安定部職業対策課の後谷でございます。

私からは議題(1)「大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について」ということで、大阪労働局説明資料の(1)と(2)により説明させていただきます。なお、説明資料(1)は、港湾雇用安定等計画と大阪港における取組状況、説明資料(2)は、その詳細資料となっております。

はじめに、説明資料(1)の港湾雇用安定等計画でございますが、先ほどの開会挨拶でもございましたが、現行の計画は、今年度から適用されている新たな港湾雇用安定等計画となっております。各種取組の説明に入らせていただく前に、この「港湾雇用安定等計画」について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

この計画は、港湾労働法第3条に基づき厚生労働大臣が策定することとなっております。まず港湾運送事業雇用実態調査という調査を実施した上で、その結果等を参考に、厚生労働省が主催する港湾労働専門委員会で複数回にわたり議論され、5ヶ年の計画が策定される、という流れとなっております。前計画が令和元年度から5年度までの5年間の計画であったため、昨年度中に新計画について検討が進められ、この4月、令和6年度から令和10年度までの新しい計画が適用されている、という状況となります。

この新計画の概要につきましては、説明資料(1)のなかで「港湾雇用安定等計画について」という横向き1枚ものにまとめておりますので、そちらを御覧下さい。次に、「令和6年度港湾雇用安定等計画の取組状況」の資料がございますが、この左側が計画の全文となっておりますので、そちらも参照しながら、説明させていただきたいと思っております。

まず、横向き1枚ものの上段「1. 計画について」ですが、計画全文では1ページ目一番上の「(1) 計画のねらい」という箇所になります。「この計画は、6

大港における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国・都府県・港湾労働者雇用安定センター・事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すもの」とされております。この趣旨に基づきまして、関係機関が連携し取組を推進している形となります。

次に、横向き1枚もので「2. 計画の期間」は、既に申し上げましたとおり、今年度からの5年間となります。そして、その下の中段から下段にかけて「3. 新計画の策定ポイント」について、順番に見ていきたいと思っております。

まず、「1 計画の基本的考え方」については、計画全文の3ページ目中段に赤字で囲っている部分になりますが、「こうした課題に…」から2段落が新しく追加された内容となっております。横向き1枚ものの赤字がその概要ですが、労働者不足が顕在化しつつあるとして、若年者や女性・高齢者等の幅広い人材の活躍を図るほか、技能労働者の育成が必要といった内容が記載されております。

次に、横向き1枚ものには記載しておりませんが、計画全文の3ページ目下段、先ほどの赤字の少し下ですが、「2. 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」に港湾労働者の状況について記載されています。その部分は、数字が前の計画から変更されているだけですが、今回の変更点につながる内容ですので、一部を説明させていただきます。

まず、4ページ目中段の「ハ 入職率及び離職率」です。令和4年の入職率について、全産業が15.2%で港湾労働者は8.2%と記載されています。これは、前計画では、5年前の平成29年の数値として、全産業が16.0%で港湾労働者は8.9%となっております。どちらも5年前からは低下している状況となっております。

また、離職率については、令和4年が全産業15.0%で港湾労働者8.5%となっているのに対し、5年前の平成29年は全産業14.9%で港湾労働者8.4%となっており、これはどちらもほとんど変化がないという結果となっております。入職率は港湾労働者だけでなく全産業で低下しておりますが、離職率はどちらも変化がない点を考えますと、やはり就職する人口が減少し、全体として労働者不足が進んできている現状が見受けられます。

また、港湾労働者の入職率が全産業より低いという点ですが、離職率も全産業より低く、入職率と離職率で大きな差はないことから、基本的に常用労働者として雇用いただいていることで流動性が少ないという理由もあると思っております。今後、少子化等に伴い更に労働者の確保が難しくなることも想定されるため、入職率を上げていくことが重要であると考えております。

続いて、その下の「ニ 港湾労働者の年齢構成」ですが、令和4年の50歳以上の労働者比率について、全産業が34.1%で港湾労働者が33.4%となっており、大きな差はありませんが、5年前の平成29年からの増加が、全産業の4.8ポイ

ント増加に対して港湾労働者については8.2ポイント増加と大きくなっており、全産業において高齢化が進んでいるなかでも、港湾労働者についてはそれが顕著に見受けられる数値となっています。

また、その下の「ホ 港湾労働者の勤続年数」を見ましても、15年以上の者の割合が5年前から6.9ポイント増加し49.1%に、逆に5年未満の者の割合が1.4ポイント低下し21.8%と、同様の傾向が見受けられております。

以上、数字としての部分で、お伝えさせていただきました。

続きまして、横向き1枚ものに戻りまして下部になりますが、「4 港湾労働者の雇用の改善並びに…」での変更内容にまいります。

その「(1)雇用の改善を促進するための方策」に関して、若年者等に対する港湾運送業界への理解や入職促進に向けた取組の実施および関係機関の連携協力について新たに追記されております。計画全文では8ページから9ページにかけてですが、それぞれ「イ 国が講ずる措置」「ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置」「ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置」について記載されており、この赤枠で囲った部分になります。

こちらに関しましては、今年度から「港湾運送業若年者理解・入職促進事業」という新規事業が開始されており、委託を受けている港湾労働安定協会様を中心に取組を進めているところでございます。具体的な取組状況につきましては、次の議題のなかで安定協会様から御説明いただくところがございますので、その際に併せて御説明いただきたいと思っております。

この項目でのその他の変更点としましては、先ほどの「ハ 事業主が講ずる措置」のなかで、9ページ目の赤枠の上ですが、7段目の「さらに…」以降の2段落が追記され、人材確保や育成の観点も踏まえ、安全衛生対策等の取組を推進することなどが記載されました。

最後に、横向き1枚ものの一番下の「(2)能力開発及び向上を促進するための方策」の「ロ 雇用安定センターが講ずる措置」として、港湾労働者に求められる技能が多様化・高度化しているとして、教育訓練の内容の充実・強化などが追記されています。これは計画全文では、10ページ目の上部になりますので、また御確認ください。

以上が、新計画の主な変更点となります。

それでは改めまして、「大阪港における港湾雇用安定等計画の取組状況について」ということで、「令和6年度港湾雇用安定等計画の取組状況」に沿って説明させていただきます。

そのなかで、補足的に説明資料(2)も使用しながら、説明してまいります。

計画に定める事項は大きく4点ございますが、港湾労働者の雇用の動向に関する事項、労働力の需給の調整の目標に関する事項、港湾労働者の雇用の改善並

びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項、港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項となっております。

そのなかで、今年度の大阪港における取組状況につきまして、「港湾労働者の雇用の動向に関する事項」及び「雇用秩序の維持」という項目を中心に御説明させていただきます。1ページ目を御覧ください。左側が計画の内容ですが、右側に今年度の大阪港における取組状況を記載しております。

まず、「1 計画の基本的な考え方」ということで、先ほど触れました「(1) 計画のねらい」に続き、「(2) 計画の背景と課題」が2ページ目・3ページ目と続き、3ページ目には「(3) 計画の期間」として、これも先ほども申しあげました、令和6年度から令和10年度までの5ヶ年との内容が記載されています。この箇所はまた確認いただければと思います。

3ページ目の下部、「2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項」にまいります。まず、「(1) 港湾運送量の動向」ですが、令和5年度における大阪港（堺泉北を含む）の船舶積卸量は、約9千1百万トンでございまして、令和4年度の約9千6百万トンから約5%減少しており、昨年度に続き2年連続の減少となりました。

4ページ目に入りまして、「(2) 港湾労働者の雇用の動向」の「イ 港湾労働者数」でございまして、令和6年11月末時点の大阪港における常用港湾労働者数は、6,762人となっております。前年同月の6,838人と比較しまして約1.1%減少しております。説明資料(2)の資料1を御覧ください。大阪港の港湾労働者数の推移を記載しております。これは各年度末3月31日時点の数字でございまして、右側の合計欄を御覧いただきますと、令和5年度末時点では6,862人となっております。前年度から1人だけの減少ということでほとんど増減はありませんでしたが、今年度末は減少となる恐れもあるかと認識しております。

説明資料(2)の次のページですが、資料2として6大港のデータがございまして、横向きに御覧いただき上段の表の常用港湾労働者数は、令和6年3月末ですので令和5年度末現在の数字でございまして、6大港合計の常用港湾労働者数は33,969人と、前年同月の33,942人と比較して0.1%の増加となっております。全体としてはほとんど増減がありませんでした。

また、次のページには資料3として過去5年間の常用港湾労働者数の推移をグラフ化したものを添付しておりますので、参考に確認いただければと思います。

説明資料(1)の計画全文に戻っていただきまして、4ページ目上部の「ロ 就労状況」でございまして、大阪港における港湾労働者の令和5年度における月間平均就労延数は、120,464人日となっております。令和4年度に比べ2.0%減少し2年連続の減少となっております。そのうちで常用港湾労働者の占める割合

としましては 99.5%となっており、ほとんどを常用労働者で就労いただいていることとなります。

詳細につきましては、説明資料（２）の資料２にございます。横向きにした下段の六大港港湾労働者就労状況を御覧ください。令和５年度の６大港全体の月平均就労延日数の合計は544,422人日で、表にはございませんが、前年度比0.4%の減少となっております。令和４年度は546,474人日でございました。六大港全体の内訳としましては、常用労働者が96.6%となっており、派遣労働者は0.4%、日雇労働者は3.0%という状況です。

大阪港の詳細な状況につきましては、資料４を御覧ください。上の表の大阪港港湾労働者就労状況表ですが、令和５年度と令和６年度における月別の推移と令和３年度からの合計と月平均が記載されています。カッコ内の数字は対前年同月の増減でございます。改めまして、常用労働者の延数は２年連続で減少しておりますが、派遣労働者と日雇労働者の延数は令和５年度で若干ながら増加している形となっているものの、全体としての割合は常用労働者が99.5%とほとんど変化はない状況となっております。

また、令和６年度につきましては、11月時点での月平均では、常用労働者も昨年度を上回っている状況が見受けられています。一番下のグラフは、大阪港の港湾労働者の月別の就労日数の推移を令和３～５年度で年度別に折れ線グラフにしております。御覧のように、月により波動性があることがうかがえる結果となっているかと思えます。

続きまして、説明資料（１）の計画全文に戻っていただき、４ページ目の「ニ港湾労働者の年齢構成」でございます。令和６年11月末現在の数字でございますが、30歳未満が868人で対前年同月5.3%減、構成比は12.8%で記載はありませんが前年同月から0.6ポイント減少しております。以下、数値は省略させていただきますが、30歳以上40歳未満は人数が5.0%減で構成比も0.8ポイント減、40歳以上50歳未満は人数で1.8%減、構成比も0.2ポイント減、そして50歳以上だけが人数で2.8%増加で構成比も1.5ポイント増加となっております。全体の平均年齢も45.16歳となり、前年度の44.76歳より若干高くなっておりますので、高齢化が顕著に見受けられている状況といえるかと思えます。詳細につきましては、説明資料（２）の資料５を御覧ください。直近の令和６年11月末現在の事業の種類別の年齢構成のデータを添付しておりますが、いかだは人数も少ないため省いて見ますと、種類別で大きな差異は見受けられないところ です。

次に、改めて説明資料（１）の計画全文に戻っていただきまして、４ページ目の一番下の「３ 労働力の需給の調整の目標に関する事項」にまいりたいと思います。次の５ページ目に入りまして、「（１）労働力の需給の調整の目標」に関し

てですが、港湾荷役作業につきましては、企業に雇用される常用港湾労働者によることを基本としております。港湾運送の波動性に対応する企業外労働力といたしましては、港湾労働者派遣制度に基づいた、その他の事業主に雇用される常用港湾労働者の派遣による対応が原則とされておりました、一層の徹底を図ることとしております。

続きまして、5ページ目中段の「(2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置」の「イ 国及び都府県が講ずる措置」としまして、労働局・ハローワークの取組を説明いたします。「(イ) 事業主に対する指導の実施」についてですが、雇用管理者研修会を昨年11月14日に港湾労働安定協会と大阪港のハローワークとの共催で実施し、43名の参加がございました。そのなかで、大阪港のハローワークから港湾労働法の法令遵守を中心に説明を行い、遵法意識の高揚を図っております。雇用管理者につきましては、令和6年11月末現在で179事業所に選任いただいております、順次、雇用管理者研修会に参加いただいております。また、大阪港のハローワークにおいて、令和6年11月末現在、延べ216社に対して訪問指導を行い、港湾労働法の法令遵守の徹底や制度の啓発・指導を行いました。

6ページ目にまいりまして、「(二) 直接雇用の日雇労働者問題への対応」ですが、大阪港における令和5年度の直接雇用の日雇労働者就労延数は1,205人日でございますが、これは港湾労働者全体の就労延数の約0.08%となっており、全国の令和4年度2.9%と比較すると低く抑えられている状況にあります。

次に、その下の「(ホ) 雇用秩序の維持」になりますが、毎年11月21日から30日の港湾労働法遵守強化旬間に合わせまして、11月の1か月間において集中的に各種取組を行い、港湾関係者の遵法意識の一層の高揚を図るとともに、各種の啓発活動を通じて違法就労の防止に努めております。右側○印で列挙しておりますが、今年度11月末までの取組について記載しております。雇用管理者研修会・事業所訪問指導につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。現場パトロールにつきましては、11月末現在で52回実施しております。また、関係行政機関で実施しております合同立入検査を6月21日と10月17日に行い、次回は2月中に実施を予定しております。

そして、労働者代表・使用者代表・関係行政機関からなる港湾雇用秩序連絡会議を6月28日と11月12日に開催し、その構成委員による共同パトロールを7月16日と11月19日及び11月22日に実施しております。大阪港ワッペン委員会は9月25日と12月6日及び12月24日に開催され、大阪港のハローワークが出席しておりますが、大阪港ワッペン委員会とも連携を図りながら、ワッペン制度のなお一層の定着に向けて、周知・啓発を行うこととしております。

補足として、説明資料(2)の資料6におきまして、大阪港のハローワークに

よる令和6年度の事業所訪問及びパトロールの実施状況について表にしております。こちらにつきましては、後ほど大阪港のハローワークから説明させていただきます。また、次のページの資料7につきましては、令和6年度の港湾労働法遵守強化旬間における行事の実施結果となっております。こちらの資料の詳細につきましては、併せて後ほど大阪港のハローワークから説明させていただきます。

そして、次のページの資料8ですが、大阪港における令和6年11月末現在の派遣許可事業所状況でございます。派遣許可事業所数は60事業所62業務となっておりますが、昨年度から変更はございません。1社で複数の許可を受けている場合がありますので、延べ62業務となっております。また、派遣登録者数は11月末現在で1,865名となっております。更に、その次のページで資料9は、大阪港・堺泉北港における海運貨物取扱トン数の推移を昭和41年から記載しておりますので、また御確認いただければと思います。

私からの説明は以上となります。説明資料(1)のその他の箇所につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

あちらこちら飛んで分かりにくかったかもしれませんが、資料(1)(2)というかたちで説明させていただきました。

引き続きまして、パトロールの実施状況と港湾労働法遵守強化旬間の実施結果につきまして、大阪港のハローワークから説明させていただきます。

(林課長)

大阪港労働公共職業安定所の林と申します。

大阪港安定所が行っております令和6年度の事業所訪問及び港湾パトロールの実施状況及び港湾労働法遵守強化旬間行事の実施結果について、御説明させていただきます。

資料は、大阪労働局説明資料(2)の資料6を御覧ください。令和6年4月から11月までの実施状況の表となっております。まず、左側の事業所訪問及び港湾パトロール実施状況について御説明いたします。訪問事業所数は事業所へ訪問の上、港湾労働法遵守の啓発等を行った件数を計上しており11月末時点で216社となっております。

その右側に「パトロール回数」がありますが、これは毎月実施しています港湾パトロールの回数を計上しております。こちらは11月末時点で合計52回となります。そして、その右側が「パトロール」に対応する「事業所数」、「隻数」、「上屋・倉庫」数ということになっております。

つぎに、右側の「港湾パトロールにおける指導状況」について説明いたします。ワッペン未貼付は0件でしたが、ヘルメット未着が7月に1件、11月に1件の

計2件ございました。

状況を説明いたしますと、7月の1件につきましては、上屋をパトロール中、上屋前でウイング車へ荷物の積み込みを行っているフォークリフト作業員がヘルメット未着であることを現認しました。作業をストップさせ、ヘルメットを所持しているか確認したところ、事務所内にあるとのことでしたので、着用を指示し、ヘルメットの着用及びワッペンの確認後、作業を再開させました。さらに、上屋内に4、5名のヘルメット未着の作業員が私共の存在に気づき、事務所内へ入っていくところを現認しました。事務所を訪問し、責任者にヘルメット未着の作業員がいることを伝え、作業中は必ず着用させるよう指導を行い、安定所に帰庁後、雇用管理者に対してもハローワークに呼び出し、指導を行っております。

11月の1件につきましては、上屋をパトロール中、上屋の外で開梱作業をされていた3名の方がヘルメット未着でした。状況を確認したところ、開梱作業等の軽作業時は帽子の着用でよいと言われているとのことでした。ワッペン貼付済みのヘルメットについては所持しているが、現場近くに停めてある車の中にあるということでしたので、その存在を確認しております。安定所へ帰庁後、雇用管理者を呼び出し、たとえ軽作業であっても作業中は、必ずワッペン貼付済みのヘルメットを着用するよう指導を行いました。

続きまして、下段の「事業所指導状況(重大違法事象)」につきましてはですが、今年度は11月末現在、重大違法事象は0件となっております。

続きまして、大阪労働局説明資料(2)の資料7を御覧ください。こちらは令和6年度の港湾労働法遵守強化旬間行事実施結果となっております。

配布資料の令和6年度港湾労働法遵守強化旬間写真集も合わせて御覧いただければと思います。11月中、大阪港安定所に横断幕及び懸垂幕を掲示するとともに、大阪港湾局・店社様の御協力のもと、大阪市港区港晴の通称・高野堀交差点と堺泉北港の汐見埠頭に立看板を掲出しまして、港湾労働法の遵守について周知・啓発を行いました。

2番目の文書等による周知・啓発でございますが、10月31日に周知・啓發文書とポスターを港湾関係事業所に郵送いたしまして、事務所等への掲示依頼を行い、旬間の周知に御協力いただきました。

3番目の陸上・岸壁・海上キャンペーンでございますが、陸上キャンペーンにつきましては、大阪港、堺泉北港の港湾運送事業所177事業所に対して、訪問の上、周知・啓発リーフレット等を配付し、港湾労働法遵守の啓発を行いました。岸壁キャンペーンにつきましては、11月6日に大阪港・北港、15日に堺泉北港、26日に大正内港・南港において、荷役作業現場でのぼりを掲げ、車載拡声器にて港湾労働法遵守の呼びかけを大阪労働局と大阪港安定所の職員で行いました。海上キャンペーンにつきましては、11月21日に広報船に横断幕を掲げ、大阪港

湾内を約2時間かけて巡回し、船上や岸壁で作業中の港湾労働者の皆様に向けて、拡声器を使って法の周知と遵守を呼びかけました。

4番目の啓発会議等でございますが、11月14日に大阪港安定所と港湾労働安定協会との共催で開催しました雇用管理者研修の場におきまして、大阪港安定所から雇用秩序の維持について、周知・啓発を行いました。

5番目ですが、大阪港港湾雇用秩序連絡会議委員の皆様によるパトロールでございます。11月19日に大阪港方面、11月22日に堺泉北港方面のパトロールを実施いたしました。

最後に、参考として大阪港安定所のプレスリリースをお配りしておりますので御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

(石黒委員)

どうもありがとうございました。続きまして、港湾労働者派遣制度の活用状況等につきまして、一般財団法人港湾労働安定協会大阪支部支部長の廣木様から説明していただきます。よろしく願いいたします。

(廣木支部長)

港湾労働安定協会の廣木でございます。

私からは次第2の大阪港における港湾労働者派遣制度の活用状況等と合わせまして、港湾運送業若年者理解・入職促進事業のこれまでの取組状況につきまして、御説明させていただきます。

資料は当協会大阪支部の令和5年度業務年報と「一般財団法人 港湾労働安定協会 説明資料」2枚目以降右上に【派遣-1】～【派遣-4】と表示しておりますものとなります。また、追加の資料といたしまして大阪港の年齢階層別港湾労働者数の対比というタイトルで表とグラフを載せた資料と、港湾運送業若年者理解・入職促進事業の概要と、学校向け、事業者向けリーフレットを配布しております。業務年報の方は参考としていただき、【派遣-1】～【派遣-4】の資料に基づき説明させていただきます。

それでは【派遣-1】から説明させていただきます。

「1 港湾労働者派遣事業取扱状況」でございます。この表は派遣先となる事業所から港湾労働者の派遣の申込みがあった「あつ旋申込み」に対して港湾労働者が派遣された「派遣成立数」、そして、派遣可能者が派遣成立に至らなかった「派遣不調数」について御報告いただいた数字を計上しております。上から、令和4・5年度の年間実績及び令和6年度と令和5年度の11月までの累計数を計上し、前年同期比を表示しております。累計以下、黄色の網掛け

が令和6年度の数字となります。

本年度の状況ですが、表の3行目の黄色の網掛けの累計を御覧ください。11月までの「あつ旋申込数」の累計は5,320人となっております。その上の5年度の11月までの累計が4,809人ですから人数で511人、率で10.6%の増加となっております。その横の列の荷役作業別の内訳ですが、船内は3,949人、対前年比11.8%増で、沿岸は721人13.0%の増、関連・船舶貨物整備ですが650人、1.6%の増となっております。構成率では、船内があつ旋申込数全体の74.2%を占め、沿岸は13.6%、関連も12.2%となっております。

次に表の中央の「派遣成立数」の11月までの累計は合計4,186人となっております。その上の5年度の11月までの累計が3,836人ですから人数で350人、率で9.1%の増加となっております。その横の列、荷役作業別の内訳は、船内は3,458人、対前年比8.6%の増で、沿岸は721人、あつ旋申込みと同じく13.0%の増で、関連は7人、50.0%の減となっております。構成率では、船内が派遣成立数全体の82.6%を占め、沿岸は17.2%、関連は0.2%となっております。前年同期比では令和6年度はあつ旋申込数、派遣成立数ともに増加しており、船内は4年連続、沿岸は2年連続の増加となっております。

次に右側の派遣不調数の欄を御覧下さい。6年度の11月までの「派遣不調数」累計が1,013人と、その上段の5年度の1,549人と比べ34.6%減少しております。派遣不調数は冒頭で派遣可能者が派遣成立に至らなかったと申し上げましたが、港湾特有の波動性により船舶の入港が少ないなど当該日に作業がない場合に、各事業所から休業にあたる人数として報告された数を計上したものとなります。

その下の表は各月の前年同月との比較を表示し、最下段のグラフでは令和5年度当初から直近6年11月までの月別のあつ旋申込数・派遣成立数の動きを比較しています。棒グラフがあつ旋申込数、折れ線が派遣成立数で、6年度は一部の月で派遣成立数が前年同月を下回っておりますが、全般的には増加傾向であることがうかがえます。

続きまして、次頁【派遣-2】の資料上段の「2 港湾労働者派遣日数別就労状況」を御覧下さい。港湾労働者を派遣できる日数は、現行制度では1人につき月間7日が上限と定められております。この表は 港湾労働者が1か月に派遣就労した1日から7日の日数別に実人員の合計等を上段から令和4年度、令和5年度の年間、そして5年度と6年度の11月時点の実人員数と対前年比を表しております。右端は月平均の実人員数、左端は延べ人員数になります。先ほど説明した延べ人員数と派遣成立数累計との差は同一日に2回派遣されたケースがあるためとなります。右端の月平均人数を見て頂きますと4年度全体が158.9人、5年度全体は165.6人、5年度と6年度の11月までの8か月の平均の対比では

5年度167.5人、6年度が179.1人で、約12ポイントの増加となっております。

就労日数別では、いずれの年度も最も多いのが月間1日の労働者が多く、次いで2日、3日の順となりこれらでおおむね全体の7割を占めています。今年度の特徴的なところは月間4日、5日派遣された労働者が既に昨年度の年間数に迫り、派遣される労働者の就労日数の分散化がうかがえます。

次に、「3 講習等開催状況」でございます。港湾労働安定協会大阪支部では、例年派遣元責任者講習を年2回、雇用管理者研修会を年1回開催しております。令和6年度の派遣元責任者講習は6月12日と10月16日の2回開催し、合計で39社42名の方が受講されました。なお、昨年7月より当協会本部でオンラインによる派遣元責任者講習が開始されたこともあり、数値が減少しております。オンラインの開催状況については、12月末時点で26名の方が申し込まれ20名の方の受講が修了しています。雇用管理者研修は11月14日、港湾労働法遵守強化旬間に先駆けて大阪港労働公共職業安定所様との共催で開催しました。

本年度の研修では、大阪労働局様から「新たな港湾雇用安定等計画について」、当協会港湾技能研修センターから「港湾技能研修センターの利用促進について」の講義の後、同志社大学石田名誉教授様から「港湾労働施策等の変遷～新旧港湾労働法制定から港湾労働者派遣制度について～」というテーマで御講演いただき、38社43名の方に参加いただき、港湾関係事業者に現在の港湾労働者派遣制度の創設までの移り変わりなどについて認識を深めていただきました。

【派遣-3】「六大港支部別派遣事業取扱状況」でございます。上の表は「6大港の各支部別 派遣許可事業所・派遣対象労働者の状況」となります。令和4年度末・5年度末と6年11月末現在の各港の許可事業所数、派遣対象労働者数となっております。令和6年11月末、6大港全体で、派遣許可事業所は288事業所、派遣対象労働者は9,241名となっており、前年同期と比較し2事業所、88人の減少となっております。下の表は6大港「各支部別の派遣業務取扱状況」でございます。合計と各支部別に、表の左側があっ旋申込数、右側が派遣成立数となり、令和4年度・5年度の年間数と6年11月末累計、以下各月の実績について各行の黄色の網掛けが令和6年度、その上段が5年度の数字となります。なお、川崎と下関については横浜支部・関門支部の支所となります。

表の中段3行目の累計の黄色の網掛けを御覧下さい。左側の「あっ旋申込数」の合計を見ていただきますと6年度6大港の合計が156,472人で、その上段の5年度(11月まで)は150,349人ですので、人数で6,123人、4.1%の増加となっております。右側の派遣成立数の合計ですが、5年度6大港の合計が17,474人で、その上段の5年度が18,311人ですので、人数で837人4.6%の減少となっております。

各港別で見ますと、あっ旋申込数は東京港・横浜港・大阪港・下関港で増加、

派遣成立数では東京港・横浜港・大阪港・関門港で前年を上回っている状況です。6大港全体のあつ旋申込みに対する充足率は、6年度は11.2%、5年度は12.2%となっています。

最後の資料【派遣－4】になりますが、「大阪港船内荷役取扱状況」を御覧ください。こちらは大阪船内荷役協会さまから資料提供をいただいたものです。船内荷役の「隻数」「口数」と口数の内訳、「革新船荷役」「在来船荷役」の主要な貨物の状況について、4年度・5年度年間の状況、そして今年度11月までの累計と各月の合計を、6年度と5年度の8か月間の実績を計上しております。

表の3行目の11月までの累計欄の黄色の網掛けを御覧ください。左端の隻数は4,965隻で、その上段の5年11月までが4,941隻ですから、対前年同期比で0.5%、24隻の増加となっております。その横の口数では、革新船、在来船荷役の合計で5,856口です。その上段の5年11月までが5,751口で、105口、1.8%の増加となっております。荷役船種別では、革新船荷役は4,685口で4口、0.1%の減少、在来船荷役は1,171口で109口、10.3%の増加となっております。主要な貨物別では、革新船荷役のコンテナが3,959口、23口、0.6%の増加、車・重機が666口、12口1.8%の減少、在来船荷役は鋼材等が826口、67口、8.8%の増加という状況です。

これらの数値を月ごとで表したのが下のグラフとなります。折れ線の隻数は6月、8月、11月を除き前年を上回っています。棒グラフの口数は革新船、在来船別に表しています。今年度は対前年比で革新船荷役は横ばい、在来船荷役は雑貨や鋼材等の貨物の増加が見受けられます。これに伴い一番下の右端のとおり革新船荷役の割合が80.0%と前年度に比べ減少しています。

資料についての説明は以上となりますが、参考としまして口頭での説明となりますが、派遣成立数全体の8割強が船内荷役で活用されていますが、船内荷役のどのような荷役で活用されているか、船内荷役の口数と船内の派遣成立数との関係性を見ますと、資料1並びに、資料4にありました本年度11月累計で船内荷役全体の口数5,856口に対し船内全体の派遣成立数は3,458人となっております。こちらを荷役船別で見ますと、革新船荷役では合計4,685口に対し派遣された人数は2,756人で、船内の派遣成立数のうち8割を占めており、さらにこの内96%はコンテナの荷役作業で派遣が活用されており、昨年同期よりも14.2%増加しています。一方の在来船荷役は合計1,171口に対し、派遣された人数は、702人で船内派遣成立数全体の約2割で、こちらも昨年同期より増加しています。コイルやプレートなどの鋼材等の荷役作業における派遣活用が在来船荷役の68%、約3分の2を占めており、前年同期では48.0%の増加となっています。

総括としまして、大阪港における令和6年度11月までの港湾労働者派遣取扱

状況は、今年度船内荷役の取扱がほぼ横ばいに対して派遣成立数は船内・沿岸ともに増加しています。これらの要因としまして、コンテナ船等の入港集中時に作業員確保の手段として効果的に港湾派遣制度が活用される一方で、派遣成立数や派遣就労日数別実人員の増加に現れるように、港湾労働者の減少などの影響の現れではないかと懸念されるところです。

ここで、別途机上配付させていただきました資料「大阪港年齢階層別港湾労働者数対比」の資料を御覧いただきたいと思えます。こちらの資料は昨年2024年3月末、令和5年度末をベースに2019年3月末、平成30年度末並びに5年後の2029年3月末予測の大阪港における港湾労働者の状況を表した表とグラフとなります。表は上から2024年3月末を基とした2029年予測と、2024年・2019年の各3月末の労働者数です。グラフは各年齢階層を2024年3月を赤としまして5年前を青、5年後を緑斜線として予測の状況を表した棒グラフとなります。上から二つ目の2024年3月末の表を御覧ください。港湾労働者総数は6,862名となっております。表の青枠が34歳以下と赤枠が50歳以上のところですが、表の右側に記載しますとおり、この両世代間の差が1,217人であり全体の17.7%に相当し、直近はほぼ2割となっております。20歳代と50歳代だけの差を見ても1,000人以上の差となっており、港湾労働者の高齢化が見て取れる年齢構成となっております。

また、2024年3月時点で50歳以上の世代は全体の4割を占め、10年後のこの世代は60歳以上となります。おそらく定年等を迎え退職される方も見込まれ、世代間の差は縮まるかもしれませんが、若い世代の方が新たに入職しなければ港湾労働者数全体が減少します。今後この減少する港湾労働力をどうカバーするのか、また確保していくのか、大きな課題となっております。

こういった状況を踏まえまして、最後に今年度から始まりました新しい港湾雇用安定等計画において若年者に対して港湾運送業界への理解を深め、入職促進を図る取組が盛り込まれました。この新しい港湾雇用安定等計画に基づき、今年度より港湾労働安定協会が委託を受け、6大港各支部におきまして「港湾運送業若年者理解・入職促進事業」、愛称といたしまして、「みなとdeワーク事業」に取り組んでいるところです。事業の概要として、若年者、主に高校生を対象とした出前授業や職場見学等を実施することにより、港湾運送業界への理解を深め、将来港湾運送業界への入職促進を図ることを目標とした事業です。

当協会大阪支部におきましては、大阪労働局様、近畿運輸局様をはじめ各関係機関と連携・情報共有を図りながら、今年度まずは府内の高等学校等を訪問し当該事業について認知していただきつつ参加勧奨を行ってまいりました。これまで延べで33校を個別訪問等してまいりましたが、現在までのところ出前授業等のイベントの実施を希望する高等学校は表れていないのが現状です。訪問時に

担当教諭からは「カリキュラム等年間スケジュールが今年度は決まっており、来年度に実施を検討したい」、「キャリア教育は行っているが企業を招聘してまで行っていない」などの声が聞かれたところです。また生徒へのキャリア教育等を支援会社に委託している高等学校も見受けられます。

大阪支部では引き続き参加勧奨を継続し、来年度にはイベントの開催実現に向けたい所存ですが、ハローワーク様にも御協力いただき、潜在する若年求職者等へも対象を拡げていきたいと思っているところです。現在、来月3月10日に大阪わかものハローワークとの共催でバーチャルハローワークを活用した港湾業界研究セミナーを、管内港湾運送事業者様に協力いただき、わかものハローワーク等を利用される若年者を対象に開催を予定しております。

終わりに、港湾のしごとは、夏は猛暑、冬は厳寒であり、波動性により繁忙期には長時間の作業となるなど、3K、4Kと言われる厳しい職場環境ではありますが、若い方々に港湾で働くという意義、国民生活や企業経済活動を支える役割ややりがい等について理解していただき、近い将来に入職していただけることを期待して、当協会はこの事業に取り組んでまいりたい所存ですので、御支援等いただければと願うところでございます。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。

(石黒委員)

はい、御丁寧な御説明ありがとうございました。以上、議題1、議題2と続けてご説明いただきまして、議題についての説明は以上となります。これまでの議題につきまして、御意見・御質問などございましたらお願いします。

なお、ご発言に際しましては、マイクのご使用をお願いします。事務局がマイクをお持ちしますので、指名されたらそのままお待ちください。

それでは、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

三宅委員をお願いします。

(三宅委員)

三宅でございます。何点かあるんですが、簡単な方から話します。廣木さんの方からあった入職率の問題、港湾に労働者がいないという部分で、4年前にワッペン委員会で外国人技能実習生の労働者を申請があった企業に対して発行した。しかしこれは、厚生労働省本省から「待った」がかかった。その時に聞いたのは、定かではありませんが、多分そういうことをしているのは、大阪港だけだった。私はそうは思いませんが、大阪港以外もやっていたじゃないかと思うんですが、そういうことは別にしてね、こんだけね、港湾で人が足りない、

年齢構成が上がってきているという部分について、私は一定の枠を設けて外国人労働者を入れるべきだと思っています。今でもわずかながら限られた業種、作業で受入れることはできる。

これは法律的な問題になりますので是非とも本省に上程いただいて、お堅い労働組合だけでもセーフティーネットを設けてやれば私は可能だと思う。でないと、これから5年先、10年先の大阪港を取上げてみても港湾労働者が居なくなるのではないかと。

今でさえギャング数が足りないということで、専門の作業会社さんの経営者の皆さんが困っておられる。あっ旋や派遣についての問題が、おろそかになる傾向がありますので、一つお願いをしておきたい。

それから、ワッペン委員会でもありましたけども、ヘルメット未着の問題で、自動車専用船もしくは、R0/R0船などで自動車荷役の際に、ヘルメットつけてないという話が出た。荷主の意向で、特に新車の場合については、自動車本体に傷がつくので辞めてくれと。その話をした時に業界の方から「そんなに大事なら、コンテナに入れてこい」と話す業者もあった。

私はそれが本筋だと思っています。だから、やるならやるで特殊なヘルメットを用意する。それはちゃんと荷主が負担できる体制、そのような対応をしているところもあるとは思いますが、それが行き渡るようにしないといけない。

港湾労働者証を携帯する件もありますけど、大阪港ワッペン委員会でヘルメットに貼って確認をしていますので、通常の荷役とは少し違いパトロールに支障をきたすのではないかと思います。これは安全の問題と事故があった時の問題について、労災もしくは企業内補償があったにせよ、これは荷主・ユーザーがきちり負担すべきものだと思っています。それほど大事な荷物であったなら、それなりの料金を払って、きちりとしたヘルメットを着用させろという方向性が正しいのではと思う。

もう一点は、昨年もありましたが、無許可事業者の港湾運送事業行為についてになります。一つはA社について。これについては、近畿運輸局、労働局と相談させてもらったんですが、一向に埒が明かない。当時の近畿運輸局と話し、行政として口頭で指導を行うなどいろいろやったが、なかなか直らない。我々もいろいろやったが、言うことを聞かない。A社は、他港にも事業所がありまして、同じように他港の労働組合についても類似の事例がありまして、立憲民主党の議員に相談をしました。3月27日、去年の国土交通委員会で、その委員が当時の斉藤国土交通大臣に無許可事業所が放置されている。近畿運輸局も動いているが、どうにもならない、どうするのだと。それに対して、斉藤国土交通大臣は、基本的に3か月をめどにして対処すると、こういう答弁が残っている。

対処の仕様が行政ではどうしようもないと伺ったので、労働組合が動きまし

た。刑事告発も考えたんですが、そういうこともやりながら、昨年7月頃に作業体制できっちりと港湾の元請け、作業会社を入れてやりますということがあり、昨年の秋口頃に、きっちりと協定を交わして民事決着いたしました。内容については、ワッペン労働者以外の人間を、ある作業会社に5名程度転籍させ、港湾労働者証を取得した労働者に働かせるということで、一応は決着しております。

ただ、大阪で言えば、柴谷・住之江地区に多いんですが、そのような業者があり、「なんでうちだけが行政処分を受けるんだ」というふうに言われました。警察がやっているねずみ取りのように見えるかもしれませんが、基本的に順繰りに我々も関与していろいろやりますよと、お答えした。そのような言い訳をしながら現在に至ってるわけです。

そのなかで2、3件あります。一つはB社という事業者ですが、毎朝20数名、外国人がいるということでありました。この件もワッペン委員会で協議しました。これについても、ハローワークさんに相談をしましたが、とりあえずまずは、組合主導でやろうということで、その企業の社長を呼び出して、大阪港で仕事を続けるなら、きっちりとルールに従って、一遍に改善しろと言わないが、1年間の余裕を持って5名程度常用労働者にしてワッペンを取得いたしますと、約束をしてもらったんで、とりあえず解決したということです。

ただ、その他にも同じような会社は、何社もあります。これについては、無許可事業者ですから、我々とかが入って行けば、業者に指導を行っているんですが、まだまだ多い。説明して回っていますが、これがなぜ駄目なのか、違法就労だけが問題じゃない。そういう人たちを使うということは安いんです。安くするから港湾料金が安くなる、この周知ができないから、先日、近畿運輸局の事業監査をもらいました。

基本的に限られた業種であります。そういう人たちを使って安くするから高い料金になるわけ。ということは、下払い、価格転嫁ができない。今年やる春闘についても、労働組合には落ちてこない。だから、我々はそういう意味でも違法就労についてはきっちりと取り締まる、行政にもきっちりやってもらう。パトロールを強化して、こういう運動を広めて、大阪港においては少なくとも違法な業者、港湾労働者の違法就労がないようなことに努めていただきたいというのが、願いと報告であります。

私がお話したのは無許可事業者についてになります。許可事業者がおかしなことをしている場合についてはどうするのか。罰則規定がないということが一番の問題。じゃあ、刑事告発をしろという話ですが、刑事告発はなかなか難しい。許可事業者の場合についてはどうするかという話があるんですが、そのあたりは、畠山委員からお願いしたいと思います。

(石黒委員)

続けての御発言ということによろしいですか。

(畠山委員)

畠山です。先ほど三宅委員の方からA社の件を例題にということで発言させてもらいたいんですが。まず、A社は作業だけやっているように思うんです。そうすると海貨事業者の元請けがあるはずなんですが、そこに行政指導が何故入らないのかがよく分からないので、ちょっと教えてもらいたいというのが一つ。

二点目なんですが、港湾運送事業の無許可事業者が港湾運送事業法違反の場合、行政処分、行政指導ができないと聞いていますが、港湾運送事業法に34条というのがありまして、港湾運送事業者の無許可事業者が処罰されると条文で書いてありますが、できないと言っていることと、34条との整合性がよく分からないので、教えてもらいたい。それと、34条の告発はどのような場合にするのか教えてほしい。

次に、これは調べてみないと分からないとは思いますが、今までに大阪港で34条の告発事例があるのか教えてほしいです。

それと、港湾運送事業法では許可事業で検数・鑑定・検量とありますが、実は1999年にこの3事業を派遣が解禁されております。ということは、港湾運送のなかに派遣労働者が堂々と入ってくるという環境があるんです。これはどういう矛盾でこうなっているのか、教えてほしいのですが、17条で事業計画があると思いますが、検数労働者の保有基準15人になっております。派遣が可能なわけですから、15人とも派遣でよいのか、要するに事業計画の許可内容がどうなっているのか、教えてもらいたいです。

それと、検数の関係なんですが、港湾運送事業の許可事業であるにもかかわらず、港湾労働者の扱いにならないかつ派遣労働が可能になっているこの背景がどうやって出来上がってきたのか、歴史的背景も含めて、なぜこんなことが許されているのか教えてもらいたいです。

実はここ3年、大阪港ではありませんが検数の指定事業者の派遣労働者の死亡事故が3件ぐらい続けて起こっている。この事態について、厚労省はどのような考えを持っておられるのか聞きたい。派遣先ですから検数事業者がいるわけですが、ここには会社が違いますから行政指導も入ってないようですから、なんで行かないのかと思うわけですよ。死亡事故が3件起こっていますから、これは由々しき事態と考えております。港湾労働と若干ずれるところではありますが、港湾作業の現場で起きていることですから、その矛盾点をどういうふうに精査しているのか、教えてほしい。

もう一点、ワッペン貼付の関係ですけれども、他港の状況はどうなっているのか、知り得る限りで教えていただきたい。以上です。

(石黒委員)

はい、どうもありがとうございます。只今、三宅委員、畠山委員からそれぞれいくつか御質問・御意見をいただきましたけれども、事務局から回答できることはございますでしょうか。

(後谷係長)

大阪労働局の後谷です。三宅委員からいただきました一点目、外国人労働者ということですが、これは技能実習制度に基づくものかと思えます。技能実習の一部、移行対象職種のうち工業包装というものがあり、その仕事の一つとして、荷役作業というのがあります。その荷役作業のなかに港湾荷役が含まれるという形で、作業をされている方がいらっしゃるということなのですが、メインで作業しているということではありませんので、港湾労働者証は発行できないという処理になっている状況でございます。三宅委員がおっしゃられている、「やはり外国人労働者も使っていないといけない」というところは、人手不足というところもありますし、もちろんのことかなと思います。今、その外国人技能実習制度が変わろうかということで、議論されているところですが、制度が変わることによって、その一部というのもなくなってしまう可能性もありますから、御意見を本省の方に伝えていきたいと思っております。

二点目として、自動車の輸出入に関して、船舶へ車を積み込み、積み卸し作業を行う際の運転手のヘルメット着用についての御質問ですが、これに関して監督署に確認したところ、運転中は車内にいるためともかくとして、車から出て移動する際や、車外でなんらかの作業する際は、ヘルメット、安全衛生法では保護帽となっておりますが、その着用を求められております。当方としましても当然、安全衛生の観点と、ヘルメットに貼られたワッペンを確認することで、港湾労働者証を携帯しているという確認をしているところもでございます。ヘルメットを着用いただく取扱いが望ましくはございますが、今までの取扱いを容易にこの場で、どうこうというのも難しいところがあると認識しておりますので、やはり労使の方が入られた場、例えばワッペン委員会といった場で、議論していく必要性があると考えております。

3点目として、当然こちらとしましては、常用の港湾労働者をしっかり届出いただき、ワッペンを貼った港湾労働者に作業していただくということで、港湾の雇用秩序の維持のために、パトロールしております。三宅委員の、「まだまだある」という御意見も、ごもっともだと思いますので、一層、パトロールに取り組む

まして、法違反や、ノーヘル・ノーワッペンが確認されましたら、近畿運輸局様とも連携して、指導に取り組んでまいりたいと考えております。

三宅委員から御発言があった事業所の1社目につきましては、昨年の部会でも取り上げられていたと思いますが、三宅委員もおっしゃられておりましたとおり、今年度、港湾運送事業許可を持っている事業者任せに作業をさせるという形で決着したものと認識しており、それ以降にパトロールを行い、適正に作業しているところを確認しております。今後も、注意しながら確認していきたいと思っております。

2社目につきましても、状況を簡単に聞いているところではありますが、具体的なところは、まだこちらとしても現認できておりませんので、追々、そうした状況が確認されましたら、指導を行うなど適切に取り組んでまいりたいと考えております。

畠山委員からの御質問ですが、事業法に関する部分については、労働局からお答えできない部分もございますので、運輸局様から御回答いただきたいと思っております。

検数・検量・鑑定は港湾労働法に入っておらず、港湾派遣に該当しないため、一般派遣という取り扱いになっているところがございますが、歴史的背景としてなぜ入っていないのかという部分につきましては、確認させていただきまして、別途、回答させていただきたいと思っております。

他港におけるワッペンの状況について、現在、名古屋港以外の5港ではワッペンが適用されておまして、名古屋港でも適用に向けてワッペン委員会が立ち上がっていると聞いております。導入時期や方向性は判りかねますが、ワッペンの導入に向けて動いてると認識しております。

事務局からは以上となります。事業法関係について、運輸局様よろしいでしょうか。

(奥田課長)

近畿運輸局の奥田です。事業法の関係で、三宅委員、畠山委員の両委員からお話があったA社については、三宅委員がおっしゃられたように、適正な事業者を使っていると話がついた後、我々も実際に作業されている適正になった後の作業会社さん、元請会社さん、問題の当該事業者に対してヒアリングを行いました。それとは別に、労働局さん、大阪港安定所さんと一緒に現地確認もいたしました。

畠山委員から、当該事業者は作業だけをして、海貨はどこか別のところがやっているのではないかというお話がございましたが、昨年度の聞き取り資料と、来ていただいた時のお話を聞くと、実際はもう海貨に近い業務を当該事業者はやっておられたと、書類の作成、先ほど作業の点もおっしゃっていたと思うのです

けど、作業についてもされていたと思う。

(畠山委員)

事業法違反やないか。無茶苦茶やな。

(奥田課長)

また、34条に関してお問い合わせがあったと思うのですが、34条には罰則規定がありまして、これは刑事罰となります。

我々は当然、許可事業者には行政罰を与えられますので、許可事業者に対しては、行政処分を当然に課すことができるのですが、無許可事業者については、告発の上、刑事罰でこういう罰則があるということがここに記載されています。

大阪港においてその告発をした事案があるかということですが、過去は分かりかねますが、私がこの港湾運送事業に携わり始めたのが平成15年くらいからなのですが、それ以降は大阪港ではないということになります。

検数・検量・鑑定につきましては、当然、我々もその事業について説明はさせていただくのですけれども、これどうしても申し訳ないのですけれども、許可権者が本省になっておりまして、本省が許可基準を定めているため、実際に許可する時にどういう審査をされているかについては、地方局では詳しく分からないということになります。

それ以外の一般港湾運送事業などについては、地方局に許可権限が下りてきていますので、我々で審査して、許可を与えるということにはなるのですけれども、監査についても一般港湾運送事業者や港湾荷役事業者については我々が行くのですけれども、現状、検数・検量・鑑定については本省権限になっているということで、この場ですぐに許可基準やどういう審査をしているのかというのは回答できかねます。

本省には、違法事業者の件も含め、三宅委員と畠山委員の両委員の意見、こういう場で、こういう意見があったというのは上げさせていただきます。

今のところ、回答できるのは以上となりますが、よろしいでしょうか。

(畠山委員)

ちょっと回答漏れがあるかなと思っているんですけど、34条の告発はどのような場合にするのかっていうのは、もう一つ教えてもらいたいということがちょっと抜けてたんで、それが一つ。

検数・検量・鑑定の件は本省だということだが、それは分かってるんですけども、17条の事業計画で、要は労働者の保有基準が15人っていうのはどっから来てるんやという、あの15人の頭数は派遣労働者でもいいのかどうなのかという

ことを聞いているんですね。

一応、保有基準はありますから、それは派遣が解禁になっているから派遣労働者の登録でいいのかどうなのかっていうのを聞きたいんです。それが事業計画、どういうふうな内容で許可の内容になっているのかが、よく分からへんから教えてもらえませんか、というようなこと聞いているんです。

(奥田課長)

告発がどういう方法というのは、我々も事例がなく今のところ把握してないので、また本省等に確認して調べたい。

(畠山委員)

先ほど、三宅委員が言われたように、大臣が3か月放置したらやっぱこれあかんでしょうとこういうふうなこと言ってるんで。期限はやっぱり3か月、まあ、最初は指導をしていくんだけど、いきなり告発はしないとは思ってたけど。

去年、A社で1年以上かかっているって言ったら、「粛々とやってる」ってこのようなこと言われたんですよ。1年が粛々なんて思ってないですから。大臣は3か月やって言ってるんですね。3か月はどういうことを指して3か月と言ってるのか、告発までが3か月ですよと言ったわけじゃないですけども、3か月である一定のめどをつけないといけないでしょうと、こういうふうな発言やと思うんですね。だから34条の告発はどのような場合に、要は言うことかへんからやるんでしょうと、こう言いたいわけですよ。だから、どういうふうなプロセスを経てね、そういうふうにやっていこうというふうに行政はしてるんですか。それを教えてくださいって言ってるんです。

(奥田課長)

それについては、大臣が答弁されていますので、3か月というのは、その答弁があってから3か月ということなので、おそらく事案発生から3か月という意味合いではおっしゃってないと思うのですが、我々も真意はちょっと分からない。本省に聞けば分かると思うのですが、それはちょっと分からないですが。

(畠山委員)

マニュアルみたいなものはあるんですか

(奥田課長)

それは今、我々の手元まではまだ来ていない。そこは、また聞いておきます。

検数・検量・鑑定も、我々もその人の入れ替えについては事業計画がありますので出てくるのですけれども、元々、その今出ているのはすごい人数で出てきているので。どうなっているのかというところは、派遣でもよいのか、そこも含めて本省権限ですので、そこは本省に再度確認して、不確かな答えはまずいと思いますので、そこは確認して御回答させていただきます。

ただ、今、大阪の我々に出てきているのは15人ぎりぎりの事業者とかはありませんので、それは大丈夫というのはおかしいかもしれませんが、事業計画上は問題ないのかなとは思っております。以上になります。

(畠山委員)

もう一点いいですか。廣木さんには、個別にお話したことあるんですけども、説明資料の(1)の1ページ目ですよ。2枚めくってもらったら、まず(2)で計画の背景と課題ということで、途中から言いますとね、「企業外労働力として日雇い労働者に依存することは、港湾労働者の雇用安定上問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害」とそういうようなことが書いてあるんですが、実はC新聞で、港湾貨物では結局はなかったんですけども、いわゆるスキマバイトで荷役に行って、携わったという方がいて、その方は新聞記者だったらしいんですけども、そんな記事が載ってまして。これは中央の労政審でもどういふこっちゃと、こういうふうなことになってたんですけども。実はこのスキマバイトですよ、これがものすごい曲者やなというふうに思ってます。やっていることは労働者供給事業なんでね。これはちょっと調査なりなんなりしてもらって、違法なことをやってたんやったら、ちょっとやめてもらわんといかんなど、こういうふうに思ってます。今、コマーシャルでもバンバンやっていますからね。

直接、本人と契約するのではなしに、一旦、要は会社に登録して、そこから賃金をもらうみたい。雇い主さんはスキマバイトという会社に賃金を払って、そこから労働者をもらうというふうなことになってますから。やってること、もう労働者供給事業なんで。「こんなんでしょう」とこういうふうことになりますので。方々に聞くと、スキマバイトの実態の調査すらやってないと、こういうふうなことやったんで、これはやるべき違うんかというふうなことは、別の席で言わしてもらったことあるんですけども、ぜひお願いしたいと思ってます。これは、担当部局の方にコメントいただきたいんですが。お願いします。

(後谷係長)

大阪労働局の後谷です。その新聞記事につきましては、私も一部聞いているところもありまして、管轄労働局に確認しましたところ、詳細は言えないとのこと

でしたが、一応調査中というふうなことになってると聞いておりますので、ちょっと動いていただいているのかなというふうに認識しております。

スキマバイトが、日雇い派遣ではないのかという部分につきましては、これは需給調整事業部の話になってくると思いますので、本省にも、そういう御意見を伝えさせていただいて、今後、そのような問題意識と言いますか、機運が高まるような形で、検討されるというふうなことがあればいいかなと思います。私からはなかなかお答えできないので、そうした要望があったことは本省にお伝えさせていただきたいと思います。以上です。

(石黒委員)

はい、どうもありがとうございます。その他御意見・御質問ございますでしょうか。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、その他御意見・御質問ないようでございますので、以上を持ちまして、第24回大阪地方労働審議会港湾労働部会の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。円滑な議事・進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(大島補佐)

部会長どうもありがとうございました。また、各委員の皆様、本当にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事業者名等が特定できないような表現に改めまして、作成したいと思っておりますので、あらかじめ御了承の方よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第24回大阪地方労働審議会港湾労働部会を閉会いたします。本日は長時間どうもありがとうございました。